

令和8年度:中国(大連・北京・上海路線)観光 REP 委託業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、広島空港に就航している中国線（上海、大連・北京）の利用促進を図るため、中国国内において、広島の魅力発信及び中国－広島線の認知向上を図ることを目的とする。

2 事業予算額

金 3,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日

4 背景

中国路線は2路線就航しているが、昨今の諸事情により現在大連・北京便全便欠航、上海便週2往復の運航状況。就航便数が少ない中でもターゲット層を中心に、需要創出と維持を図り、今後の利用促進に繋げる必要がある。

5 主な業務委託

- (1) REP オフィス機能の設置と運営
- (2) ニュースリリース、プレスリリースを活用した広島空港利用の広島周遊情報発信
- (3) 中国国内で開催する観光商談会の代理出席（B to B）
- (4) 現地市場の情報収集及び分析とミーティングの開催
- (5) 広島空港振興協議会の中国現地セールスコールの際の対応
（協議会の現地での営業活動が発生した場合は別途実費精算とする）

6 業務の内容

(1) ターゲット

広島観光が訪問目的になる傾向にある中国個人旅行者層、中国旅行代理店 [以下、中国 AGT、OTA (Online Travel Agency) 含む] により造成された旅行商品やインセンティブツアー参加の中国訪日旅行者など。

(2) 業務運営

① REP 機能の設置と運営

- ・ 必要な人員数や人材を配置した上で事業を遂行し、事務局人員数や事業の実施体制、業務フロー等も明示すること。
- ・ 現地担当者は、日本語でのコミュニケーションが可能な者及び広島観光の知識を有する者を配置すること。
- ・ 協議会への連絡は、電子メール、WEB会議システム等により日本語で行うこと。
- ・ 協議会の活動に関するコンサルティング、サポートを適宜行うこと。
- ・ 必要に応じて、観光関連イベント開催等に関する現地アレンジフォロー、商談の設定、案内等を行うこと。
- ・ 現地からの問い合わせへの対応など、広島空港利用誘客のためのセールス及びプロモーションに資する業務を適宜実施し、問い合わせがあった際は、対応の内容についてレポートを提出すること。
- ・ 現地旅行事業者、メディア等へのセールス活動やニュースリリース、プレスリリース、SNS 配信等に際し、必要な画像または映像等の素材は事務局業務として各関係機関及び施設等に交渉し、著作権の確認を行った上で入手すること。また、掲載確認等も同時に行うこと。
- ・ 年間の事業計画を作成し、遅延することなく事業を実施すること。尚、スケジュールについては、月例報告時に確認すること。
- ・ 現地旅行会社、トラベルデザイナー、主要メディア、業界キーマン等への営業活動を上海、北京、大連より 40 社以上に対し実施し、事業者より日本国内また広島空港利用の送客実績をまとめ、協議会へ適宜報告すること。特に継続的な送客が可能となる事業者に対しては複数回にわたり営業活動を実施し、これらを毎月の活動報告とともに月例報告書にまとめ、効果的かつ具体的な営業活動方針を活動量も含め、総じて提案すること。

②月例報告書（年8回以上）

- ・毎月15日までに前月に実施した活動状況（現地旅行事業者、メディア、各種団体への対応や活動件数、現地市場の情報収集及び分析等）の報告書を作成すること。それに基づいた当月の活動計画を作成し、PDCAサイクルを行うこと。
- ・PowerPoint 使用、A4版に5～10ページ程度、画像の挿入、文字の大きさや行間にも配慮してまとめること。またそのうち2～3ページ程度を現地市場の情報収集及び分析に充当し、公開可能な書類として日本語で提出すること。
- ・報告時、当月で伝えたい現地情報を撮影し、報告すること。

③ニュースリリース、プレスリリースを発行による広島の情報発信

広島の世界遺産以外のコンテンツ認知度向上の取組として、旬の情報を発信し、訪日旅行者誘客へと繋げる。

(a) ニュースリリース（年8回以上）

- ・旅行会社や旅行関連メディア等への広島空港利用観光情報の発信。
- ・発行する時期及び旬な情報をキャッチし、広島の人気スポット（特に広島の知られざる魅力コンテンツ）をはじめ、トレンド、穴場的情報、新規施設等を掲載し、訪日旅行者が有益となるよう啓発すること。

※発信内容に関しては、協議会と協議の上、決めること。

- ・委託事業者が情報収集や画像収集を行い、A4版に5ページ程度を基準にて中国語で作成すること。また協議会から情報提供がある場合は、その内容も含めること。
- ・発信内容は精度を上げるため、旅行会社や旅行関連メディア等にもヒアリングした上で作成すること。
- ・中国語の文章作成やチェックは、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が行い、ダブルチェック等の校正をした後に協議会へ提出すること。

(b) プレスリリース（年3回以上）

- ・現地マスコミ、メディア等への広島空港利用による広島観光情報の発信。
- ・ニュースリリースとは異なり、主に広島の基礎的な情報や時事情報等を中心とした記事内容とし、A4版に3ページ程度、中国語で作成、発信すること。 ※発信内容に関しては、協議会と協議の上、決めること。

- ・中国語の文章作成やチェックは、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が行い、ダブルチェック等の校正をした後に協議会へ提出すること。

④中国国内で開催する観光商談会の代理出席（B to B）

広島空港利用旅行商品の造成を図るため、日本側サプライヤーとして代理出席いただき、海外のバイヤーへ広島の魅力を伝え、誘客に向けた商談を実施する。

- ・代理出席する商談会は自由提案とするが、効果的と思われる出展を協議会と事前協議すること。
- ・広島の魅力、広島空港の利便性の周知や広島空港利用誘客の為の資料を作成すること。
- ・商談時の内容（構成）やプレゼン方法を具体的に示し、事前に協議会に提案すること。

⑤現地市場の情報収集及び分析とミーティングの開催

訪日旅行者の本格的な往来に鑑み、次年度以降も持続的なプロモーションを展開していく為、現地市場における情報収集及び分析を行い、併せてミーティングを開催する。

(a) 現地市場の情報収集及び分析

- ・現地で発表されている海外旅行、訪日旅行に関する市場のニーズや動向等の情報収集と収集したデータを関連付けた詳細な分析及び考察を行い、月例報告時にそれに基づいた今後のプロモーション等の提案と報告を行う。
- ・年次報告の際には、それらを総評した報告書を提出すること。
- ・現地旅行事業者、メディアから収集した訪日旅行全体及び広島を目的地とする旅行を比較、分析すること。
- ・次年度以降も営業や情報発信を継続する必要性の高い現地旅行会社やメディア等をリストアップし、情報提供すること。

(b) ミーティング開催（年9回以上）

- ・協議会と現地とのオンラインミーティングを毎月実施し、広島また中国国内の事業者が有益となるような情報提供の内容とすること。

- ・実施時間は 60 分程度、日中双方が都合の良い時間帯に設定の上、実施すること。

⑥KPI

- ・営業活動社数及び営業活動件数 40 社以上／50 件以上
- ・ニュースリリースの発信対象件数 300 件以上（毎回）
- ・観光セミナー・商談会での営業活動 15 社 15 名以上（各都市）
- ・月次報告による新規情報提供 15 件以上（毎月）

⑦権利関係について

- (a) 月例報告について 毎月 15 日までに、日本語で月例報告書を提出し、協議会とのオンラインミーティングを実施すること。
- ・前月に実施した営業活動状況
 - ・現地での海外、訪日旅行に関する市場ニーズや動向等の情報収集と分析及び考察
 - ・現地生活者のニーズやトレンドの調査
 - ・広島空港利用の利便性情報、観光情報を現地に発信した際の反応、また現地が求める広島の情報等
- (b) 事業完了報告について 事業の取組内容に応じた成果、効果測定、分析を行い、次年度以降の誘客のターゲティングや適切なコンテンツ等、取組の指針となるような年間報告書を作成すること。
- ・月次報告を総評し、訪日旅行全体及び広島を目的地とする旅行の比較分析を行い、本年度事業をもとに次年度以降に向けた取組また提案等も含めること。
 - ・日本語で A4 版、両面印刷で 80 ページ以内にまとめ、事前に校正業務を進めた上で 期日迄に完成したものを提出すること。
 - ・印刷物 2 部及びデータや制作、撮影したものを全てを電子記録媒体に収め、提出すること。
- (c) 情報の提供について 次年度以降も営業や情報発信を継続する必要性の高い現地旅行会社やメディア等をリストアップし、情報を提供すること。
- (d) 権利関係の整理について
- ・作成したニュースリリースは、協議会の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。

- ・当事業で収集した画像等、協議会の他事業で二次利用できるものを整理すること。

(e) 製作した映像、セミナー等で作成したプレゼン資料、著作権は協議会所有とすること。

⑧契約に関する条件等

(a) 再委託

受託者は、広島空港振興協議会（以下、協議会）の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(b) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(c) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

(d) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(e) 貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

⑨留意事項

- (a) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (b) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (c) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。